

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 岡山厚生年金 事案 750

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から18年12月8日まで

昭和16年5月にA事業所に就職し、18年12月の月上旬までBにおいて勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことになっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管するC日誌及び保険台帳から、申立人が昭和18年5月1日から同年12月8日まで同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳において、氏名及び生年月日が申立人のそれと同じであり、昭和18年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月9日に資格を喪失している基礎年金番号に統合されていない記録が確認できる。

さらに、A事業所が保管している保険台帳の記録から、申立人は昭和18年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月9日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合の記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和18年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、昭和18年8月21日から同年12月8日までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月から18年8月21日までについては、事業主は、「保険台帳で確認できる加入期間については、給与から厚生年金保

険料を控除していたが、それ以外の期間については、関係資料が無いため保険料控除等については不明である。」と証言している。

また、申立期間当時の状況について証言できる同僚は見当たらず、申立人の厚生年金保険の加入、保険料控除の事実について推認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 17 年 6 月から 18 年 8 月 21 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで  
私が学生だった時に、父親（死亡）が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いており、所持している国民年金手帳の資格取得日は昭和41年4月1日となっているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳も43年7月10日に発行されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認されるが、申立人は申立期間当時は国民年金の任意加入対象者であり、この国民年金に加入した時点で申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳にも申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されていない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳に記録されている資格取得日が昭和41年4月1日となっていることについては、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格取得日に係る記録と同様、強制加入から任意加入に種別変更された43年10月時点で資格取得日を41年4月1日から43年4月1日に訂正すべきものが事務処理ミスにより訂正され

ていなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月まで  
昭和 55 年\*月\*日に生まれた二男の出産のために入院した病院で、病室が一緒だった人から付加年金の話を聞き、退院後に付加年金に加入することについて夫から承諾をもらって、昭和 56 年 4 月から加入した。付加保険料は 3 年間ぐらい納付したと思うので、この納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、付加年金の加入手続について具体的な記憶が曖昧である上、付加年金をやめる手続を行ったとの記憶もないなど、付加年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、納付したとする付加保険料額を覚えていない上、申立人の夫は昭和 57 年 11 月から国民年金に加入し、定額保険料を納付しており、仮に、申立てどおり、同月から 59 年 3 月まで、申立人は定額保険料に加え付加保険料を、夫は定額保険料をそれぞれ納付したとすれば、保険料額は異なっていたはずであるが、申立人は夫婦二人の保険料額が異なっていたとの記憶はなく、また、付加年金をやめた以降、保険料額が下がった記憶もない。

さらに、申立期間は 36 か月と比較的長期間であり、この長期間にわたって付加保険料が納付されながら、行政側の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 674 (事案 332 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 61 年 6 月まで  
申立期間当時、住んでいた地区の婦人会が国民年金保険料の集金を行っており、父親が家族の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について私の納付記録が無いのは納付できないとして申し立てたところ、納付記録の訂正は認められなかった。  
申立内容に変更は無く、新たな資料等も無いが、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は死亡しており、申立期間における申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、申立人は平成 10 年 11 月に国民年金に加入しており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな資料等はないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 675

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで  
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については還付されているとの回答をもらった。

私は還付金を受け取った覚えは無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことは特殊台帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から確認できるものの、納付された保険料は、本来、時効により納付することできないものが誤って過年度納付されたものであり、この過誤納が判明した時点で、納付された保険料はほかに充当できる期間も無く還付されたものであり、この還付処理自体に不自然さはない。

また、特殊台帳には、還付対象期間、還付金額、還付処理日が記録されているとともに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立期間の保険料について還付した記載があり、この記載内容に不合理な点は認められず、保険料還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 751

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

昭和 39 年 2 月に A 事業所に就職し、59 年 3 月まで継続して勤務していた。当時の資料等はないが、42 年 11 月 1 日以降、厚生年金保険料を納付したことを記憶しているので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記閉鎖登記簿謄本から、申立期間①及び②において、申立人が A 事業所に取締役（昭和 58 年 3 月 31 日からは代表取締役）として在籍していたことは確認できる。

しかしながら、当時の従業員等から聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の具体的な事実について証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入しており、申立期間①については、国民年金保険料を納付し、申立期間②のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までについては、国民年金保険料の全額免除を受けていることが確認できる。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間①及び②に係る健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 752

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 4 月ごろまで  
申立期間中、職業訓練所の紹介で、A事業所に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録には、同事業所に係る加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、一緒に勤務したと記憶している同僚 10 人のうち、5 人はA事業所における厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務状況に係る証言までを得ることはできず、その勤務期間を特定することができない。

また、この同僚 10 人のうち、残りの 5 人（申立人と同様に職業訓練所の出身者 4 人を含む。）は、A事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、A事業所の同僚は、「社長が勤務状況を勘案し、厚生年金保険に加入させてもよいと判断した従業員のみが厚生年金保険に加入させてもらっていた。」旨を証言しており、厚生年金保険の加入記録が確認できない同僚が複数存在することから、同事業所においては、すべての従業員までは厚生年金保険に加入してはいなかったものと推認される。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 753

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 20 日から 60 年 3 月 1 日まで

申立期間について、A事業所の本社からB営業所に転勤し、同営業所で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に同営業所に勤務した期間の記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B営業所に関する詳細かつ具体的な供述から、申立期間について、申立人が同営業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は既に解散しており、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料は無く、申立人のB営業所における当時の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除に係る資料等を得られない。

また、当時のB営業所の所長は、申立人のことを覚えていないと証言しており、申立人より3年前からA事業所に勤務し、B営業所に同時に異動したと申立人が記憶している同僚は、A事業所において厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険被保険者証が昭和57年10月29日付けで返納されていることが確認できる。

加えて、A事業所は、本社のみが厚生年金保険の適用事業所となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B営業所を始め各支店及び営業所における従業員の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立期間当時、社会保険事務の手続を代行していた社会保険労務士は、「当時の記録は残っていない。当時の担当者に確認したところ、A事業所は、無茶苦茶な事務を行っており、本社以外の支店等に転勤した従業員については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行うこともあり得る会社であった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 754

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年9月1日まで  
② 昭和41年4月1日から42年6月まで

昭和37年12月から42年6月までA事業所に勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は、実際に勤務した期間より短いものとなっているため、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が昭和36年3月以前からA事業所に勤務し、申立期間①についても継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年9月1日となっている上、別の同僚（複数）は、「A事業所は、試用期間を設けており、従業員全員までが採用と同時に厚生年金保険に加入していたわけではない。」旨の証言をしていることから、申立人は、同年9月1日までは試用期間として扱われ、厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

#### 2 昭和41年5月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失している申立人の同僚は、「申立人は自分より先に退職した。」と証言しており、申立人は、同年4月以前に同事業所を退職していることがうかがわれる上、ほかに申立人の申立期間②に係る勤務状況を推認できる証言を得ることはできない。

#### 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実

を確認できる給与明細書等はない上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。